

Title	報道被害における新たな規範の形成と定着：2002～3年の拉致被害者報道を事例に
Sub Title	The formation and establishment of new norms against media harm : the case of reports on the North Korean abduction issue in 2002-3
Author	尹, 在彦(Yun, Jaeun)
Publisher	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所
Publication year	2024
Jtitle	メディア・コミュニケーション：慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 (Keio media and communications research : annals of the Institute for Journalism, Media & Communication Studies). No.74 (2024. 3) ,p.101- 111
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1121824X-20240300-0101">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1121824X-20240300-0101</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 報道被害における新たな 規範の形成と定着

——2002～3年の拉致被害者報道を事例に——

尹 在彦



## 1. はじめに

2000年代以降、日本メディアにおいて最も劇的な変化が起きているのが被害者報道<sup>1</sup>である。犯罪被害者やその家族、被災者への取材手法及び報道（記事・ニュース）の両面においてそれまでの報道機関<sup>2</sup>の規範が問われ、その結果として被害者報道に変化が起きた。いわゆる「報道被害」の問題である。具体的に、手法に関しては記者らの間で被害当事者や家族、周辺住民への「集団的加熱取材（以下、メディアスクラム）」が人権侵害として意識されており、報道においては被害者匿名報道が求められ実際に増えつつある。前者が後者に影響を与える現象、即ちメディアスクラムによる人権侵害を懸念した被害者側が匿名報道、ひいては報道制限を要求する動きも広がっている。

そうした変化を示す事例が「相模原障害者施設殺傷事件（やまゆり園事件）」（2016年7月）及び「京都アニメーション放火殺人事件（京アニ事件）」（2019年7月）である。多数の被害者が発生した両事件で報道機関は、メディアスクラム対策等、厳しい自主規制を進めようとしたにもかかわらず、被害当事者や家族の不信感は払しょくせず、報道機関は匿名報道まで受け入れざるを得なかった。

警察はやまゆり園事件を受け死者19人を匿名で公表した。神奈川県弁護士会は会長名義の声明を出し、様々な報道に対し「まだ犯行の全体像の解明には至って」いないとした。報道被害を防ぐため原因究明まで「冷静な科学的視点から、また理性的な法的観点から多角的に調査される必要」があると強調した<sup>3</sup>。匿名報道への批判は同声明に含まれておらず、「人権尊重」の観点からメディアスクラムや憶測による報道被害への懸念が主であった。

京アニ事件においては警察（京都府警）の実名公表<sup>4</sup>にも関わらず、死者35人中、21人の遺族が実名報道を拒否した。拒否の理由には「マスコミの取材で暮らしが脅かされる」、「親戚や近所の人ら周囲に亡くなったことを知られたくない」という、メディアスクラムへの不安が述べられていた。京アニ側も「プライバシーが侵害され、ご遺族が甚大な被害を受ける可能性がある」として実名公表を控えるよう要望した。複数の現場の報道機関が事前の「メディアスクラム防止策」に合意していたが、死者の半数以上の遺族は立場を変えなかった<sup>5</sup>。

このような事例から確認されるように、メディアスクラム等の報道被害（2次被害）への懸念は社会的に高まっており、報道機関の自主的防止策に対しても不信は残っている。

これは報道被害を巡る日本社会の規範、即ち人権意識の変化が影響した結果とも言え、報道機関側の対応が必ずしもその変化に追いついていない可能性を示唆する。このような構図は1990年代以降において続いている（鶴岡 2004：137）。

本稿の主たる関心はそういった「報道被害に対する新たな規範の形成や定着の過程」にある。「そのような規範がいつから形成され、どのように現場で実践されたか、また定着の契機は何だったのか」を具体的に探っていく。結論から言うと、報道被害に対する新たな規範、即ち「報道よりも被害者の人権を優先」することは、社会の変化が先行し遅れていた報道機関が追随する形で形成され、ある特定の事件を受け定着（制度化）していく。

1990年代、日本社会における人権意識の伸長は、当時相次いだ報道被害がより批判的に受け止められる背景であった。報道機関は報道被害を招きかねない従来の手法を見直さざるを得なかった。ただし、報道機関が社会で形成された規範を現場で積極的に受容するのは、とある事件が明らかになるまで時間を要する。それが2002年9月の日朝首脳会談で発覚した「北朝鮮による日本人拉致問題（以下、拉致問題）」とその報道過程であった。

報道機関はそれまで議論されていた報道被害防止策をより厳格な形（被害当事者への直接取材の制限や代表取材等）で、しかも「知る権利」や「表現の自由」を自ら制約する要請を事前に受け入れる。当時の報道機関が世論や被害者からだけでなく、政府与党（小泉政権）からも「メディア規制策」という圧力を受けていた事実も注目すべきである。このような状況下で報道被害の新たな規範が定着していった。

拉致被害者の帰国とその報道は取材陣から「皇室報道以上」と表現されるほど、直接取材の禁止だけでなく、家族等への周辺取材もほぼ不可能であった（北倉 2002：33）。帰国した被害者の日常や反応を取材するためには「家族会」や支援団体（「救う会」）に要請しなければならず、業界団体（日本新聞協会・日本民間放送連盟・日本雑誌協会）は世論や政府を意識、早々とメディアスクラム防止を中心とした拉致被害者に対する報道被害対策に合意した（工藤 2003）。

これまで日本における被害者報道の変化については「犯罪被害者への支援（犯罪被害者等基本法を始めとする各種政策）とプライバシー等の人権問題への関心の増大」、「インターネットによる2次被害への懸念の増大」等が挙げられてきた（音 2018；曾我部 2019）。本稿でも基本的にはそのような観点を継承するが、拉致被害者報道での実践とその後の規範の定着過程により注目する。

以下ではまず、報道被害を巡る議論をまとめたうえで、それに対する規範、即ち防止策の形成及び定着の過程への分析枠組みを提示する。ただし、本稿の目的は現状の日本における被害者報道の是非を問うことではないことを断っておく。

## 2. 日本の報道被害を巡る議論

日本で報道被害への関心が高まったのは1990年代以降とされる。1980年代にはまず冤罪の問題が注目され、容疑者を犯人に見立てる被疑者報道への疑問がなされた（曾我部 2016：83）。当時の「共同通信」記者、浅野健一等のジャーナリストや弁護士、市民団体は容疑者の報道被害に着目し、事件報道での「匿名報道」を求める（浅野 2004）。その結果、1980年代後半、容疑者への呼び捨て廃止が定着した（大庭 1996）。

ただし、被疑者報道への問題提起は前代未聞の事件事故により被害者の方に移っていく。1995年の「地下鉄サリン事件」等のオウム真理教事件及び、「阪神淡路大震災」がそれである。当時は被害者の「PTSD（心的外傷後ストレス障害）」が戦後初めて注目され（河原 1999）、被害者個々人の苦境に世論の関心が集まっていた。阪神淡路大震災の被災

地に多くのボランティアが集まり「ボランティア元年」と呼ばれたのはその裏返しである。同時期には「神戸連続児童殺傷事件」（1997年）等の「少年犯罪の凶悪化」への議論も盛んに行われていた。被害者家族が直接声を上げることにより（土師 2002）、被害者や家族、周辺住民へのメディアスクラムやプライバシーの保護も問題視された（高橋・河原 2005；東 2006）。被害者人権と共に報道被害への関心が急激に高まったのである。

2000年、犯罪被害者の家族を中心として発足した「犯罪被害者の会」（後に「全国犯罪被害者の会」へ改称）はこのような状況の変化を表している。代表幹事で妻を殺人事件で亡くした岡村勲弁護士は「被害者よりも加害者の人権の方が、はるかに国によって守られていると言っている」と政府を追及すると同時に、報道機関に対しては葬儀の際のメディアスクラムの問題を指摘した（岡村 2000）。

被害者や世論のこのような批判を受け報道機関は対応に追われていた。その結果、業界団体を中心に自主的なメディアスクラム対策が発表される。日本新聞協会編集委員会は2001年12月「集团的過熱取材に関する日本新聞協会編集委員会の見解」を公表、過度なプライバシーの侵害への防止や通夜・葬儀、遺体搬送の取材時の注意点、近隣住民への配慮等を遵守するよう加盟各社に求めた。翌年4月には「集团的過熱取材対策小委員会」も設置する<sup>6</sup>。これは日本で初めての公式なメディアスクラム対策であった（鶴岡 2004：14）。世論や被害者の批判を受け、報道機関側が報道被害に対する新たな規範を認識し始めた。報道被害を巡る当時の具体的な状況については後述する。

日本新聞協会の対策発表の直後に明らかになった拉致問題は、報道機関が同規範を現場で積極的に実践する契機となる。ただし、最近の研究動向を確認すると、拉致被害者報道やその後の被害者報道への影響についてはそれほど意識されていない。そのため、本稿では日朝首脳会談から20年以上が経った現時点（2024年）でむしろ拉致被害者報道や報道被害に対する機変の定着を再認識する必要性を提起したい。

一方で前述したように、当時の小泉政権（2001～6年）は厳しくなった世論を盾に報道機関を様々な手段を用い、規制しようと試みていた（鶴岡 2004：64）。象徴的な動きが、2002年のいわゆる「メディア規制三法」（「人権擁護法」、「個人情報保護法」、「青少年有害環境対策基本法」）で、報道機関側は同法案への反発を強めていた。結果的に個人情報保護法のみ成立したが、2005年4月の「犯罪被害者等基本法」は捜査機関の匿名発表の根拠となっていく<sup>7</sup>。メディアスクラムを中心としていた報道被害防止の争点が匿名報道・発表へと波及したのである。それまでメディアスクラム対策によりフォーカスを当てていた報道機関側は、匿名報道への要請にも応えざるを得ない状況に置かれている。

次節以降ではまずこのような議論を踏まえた具体的な分析枠組みを提示し、拉致被害者報道から定着していく報道被害に対する新たな規範について考察する。

### 3. 分析枠組み：「世論」・「被害者」・「報道機関」・「政府与党」を中心に

本節では、拉致問題の発覚時（2002年9月）に報道被害に対する規範を巡り、以下のような状況が形成されていたと捉え、「世論」や「被害者（当事者及び家族）」、「報道機関」、「政府与党」が中心の分析枠組みを提示する。

「世論」と表現される日本社会は、人権意識の伸長やその拡散から報道被害により厳しくなっていた。このような社会的変化を受けた被害者やその家族らは報道被害に対し積極的に声を上げるようになる。これがまた世論に伝わり報道機関に対する反応は一層厳しくなっていく。前述した「犯罪被害者の会」や「家族会」等がこのような役割を果たす団体である。

報道機関が変化を迫られた結果、2001年に業界団体の初のメディアスクラム対策が発表される。しかし、その対策が現場ですぐさま実践されるわけではなかった。2002年6月の「津山主婦行方不明事件」では家族や住民に対するメディアスクラム問題が再燃していた。現地で取材した「山陽新聞」の広岡尚弥は「インタホン越しに家族のコメントを求める光景が昼夜を問わず繰り返された」、「住民から『各社が入れ替わり立ち代わり同じようなことを聞いてきて、もうごりごりだ』と町内会長に苦情が相次いだ」と伝えている。ただし、一部で変化の兆しも現われてはいた。家族の申し入れを受けた警察側が記者クラブに「取材時の人権尊重」を要請し、概ね合意された（広岡 2002: 45）。事後的な報道被害対策が取られたのである。

拉致被害者5人の帰国（2002年10月）と世論の高い関心、家族や支援団体の人権侵害への懸念、政府の要請等は報道機関に対し取材手法の変化を求める強い圧力として働く。それまで現場に浸透していなかった報道被害に対する新たな規範が一気に実践されるようになる。この過程に関しては、それまでの報道被害の具体像と、世論や被害者の動き、報道機関や政府の対応等を次節で時系列に確認していく。

もちろん、拉致被害者報道ではそれまでの事件報道と異なる側面、即ち外交問題も考慮しなければならなかった。ただし、拉致被害者報道において業界団体及び報道現場で強く意識されたのは、1990年代以降の報道被害、特に事件報道の在り方への世論の批判であった。そのため、拉致被害者報道が通常の事件報道と異なる側面があるとはいえ、報道被害議論の延長線上で対策が合意されたことは見逃してはならない。同報道過程において実践された新たな規範（とりわけ、メディアスクラム対策）は、その後の事件事故報道でも一つのモデルとして定着していく。

要するに、世論や被害者らの厳しい批判という、社会的状況と政府与党の規制策推進を受け、報道機関側は報道被害に対する新たな規範を拉致被害者報道の現場で受け入れ、徹底的に実践するようになる。自主的な合意ではあったが、その実体は受動的受容に近かった。

次節ではまず報道機関が世論の批判を受け、変化を迫られる過程を確認する。

#### 4. 「改革」の対象となった報道被害

本節では2002年9月に拉致問題が明らかになるまでの報道被害を巡る状況を具体的に確認する。1990年代半ば以降、前代未聞の事件事故と相次ぐ報道機関の不祥事、社会全般の高まった人権意識が相まって、報道被害への対策を求める声が高まっていた。

1995年に明らかになった一連のオウム真理教事件は報道機関に様々な課題を投げかけた。長野県松本市の「松本サリン事件」（1994年6月）では当初警察や報道機関により、第一通報者が犯人視されていたが、地下鉄サリン事件後に真犯人が発覚、警察発表を鵜呑みにした報道機関の責任が追及された。第一通報者は妻が直接被害を受けたにもかかわらず、容疑者とされていた（河野義行・浅野健一 1996）。

1996年に明らかになった「TBSビデオ問題」では報道倫理が根本的に問われた。1989年、「TBS」のワイドショースタッフがオウム真理教の問題を追っていた坂本堤弁護士のインタビュー映像を教団幹部らに見せた直後、弁護士一家は行方不明になる。同問題はオウム真理教への強制捜査が本格化するまで隠されていたが、問題発覚後、「TBS」社長は辞任し同局のワイドショーは廃止を余儀なくされた<sup>8</sup>。

それ以降においても報道被害は絶えなかった。1997年の「東電女性社員殺人事件」では、被害者に対する正確性に欠けたゴシップ記事が事件の本質とは関係なく一般紙やテレビ局、週刊誌等から報じられた。被害者の母親が週刊誌に手紙を寄せ「娘のプライバシー

を守って」と強く求める事態にまで発展する<sup>9</sup>。1998年の「和歌山毒入りカレー事件」では詰めかけた報道陣により現場の住民が精神的苦痛を訴えるメディアスクラムが頂点に達した（日本弁護士連合会人権擁護委員会編 2000：105-121）。

報道被害の問題がより明確な形で問われたのが、1999年に起きた「桶川ストーカー殺人事件」である。被害者への相次いだ誤報やプライバシー侵害、家族や周辺住民へのメディアスクラム、誤った捜査発表の垂れ流し等、それまでの報道被害が凝縮された事件であった。同時期には既に犯罪被害者や家族の社会運動がスタートしており（事件の経緯は鳥越&取材班 2000；清水 2004）、同事件は直後の拉致被害者報道が厳しく制限される前兆でもあった。

「毎日新聞」の小川一は桶川ストーカー殺人事件を「メディア、警察、司法行政に深い自省と大きな転換を迫った」とし「メディアは警察取材や被害者報道のあり方に猛省を迫られるとともに、被害者報道の意義も改めて学ぶことになった」と指摘する<sup>10</sup>。「犯罪被害者の会」（当時）の岡本弁護士も同事件に触れ「被害者のプライバシーが侵害され、さらに辛い思いをされている」と報道機関を批判していた（岡本 2000：127）。同事件は「ストーカー規制法」の制定にもつながり、世論の注目度や政府与党の関心も高かった。

報道機関に厳しい目が向けられた中、政府与党は「報道による人権侵害」を名目にメディア規制を試みていた。前述した「メディア規制三法」がそれである。「人権擁護法案」は1993年の国連総会で採択された「パリ原則」から議論が始まり、日本に対しても「国内人権機関」の設立が求められていた。「パリ原則」に報道機関は人権救済の対象として含まれていない。ところが、2000年11月に法務省で公表された「人権救済制度の在り方に関する中間取りまとめ」には「差別」・「虐待」・「公権力による人権侵害」につき「メディアによる人権侵害」が対象とされていた<sup>11</sup>。そのため、「政府が世論に乗り報道の自由の規制に乗り出した」という指摘が相次いだ（桂 2001；梓澤 2002）。

他の「個人情報保護法」や「青少年有害環境対策基本法」も情報提供の制限やコンテンツ規制の観点から政府与党が推進した法案であったが、報道機関側は人権擁護法案同様、規制策として受け止めていた（臺 2002；原 2002）。結果的に個人情報保護法以外の法案は成立していない。しかし、政府与党の方針に世論の反発が少なかった点を勘案すると、当時の報道機関が劣勢に立たされていたのは明らかである。こういった状況で突如明らかになったのが北朝鮮による拉致被害と被害者5人の帰国である。

## 5. 拉致被害者報道における報道機関の自主規制

本節では2002年9月以降、拉致被害者報道に関わった報道機関側の当時の記録を中心として、取材や報道においてどのような対策が取られたかを確認する。拉致被害者報道は「報道被害対策及び国益重視」と「報道（取材）の自由及び知る権利」の関係等、多くの課題を報道機関側に突き付け、当時は議論も盛んに行われていたが（前田 2003；服部 2003；鶴岡 2004等）、近年では取り上げることが少ない「忘れられた記憶」になっている<sup>12</sup>。

メディアスクラムへの自主規制がほぼ完全な形で実現したのは拉致被害者報道が最初である（鶴岡 2004：22）。それ以降、やまゆり園事件や京アニ事件でも見られるように、メディアスクラム防止は報道機関側の事前合意の対象となっているほど、その規範は定着している。日本新聞協会が2020年6月に公表した「メディアスクラム防止のための申し合わせ」でも同様の認識が次のように述べられている。

「加盟各社は、事件・事故の被害者や遺族等の関係者に多数の記者が殺到し、メディアスクラム

が発生することが確実とみられる場合は、現場レベルで協議してメディアスクラムの発生を防ぐよう万全の措置を講じます。各地の取材で行われている実例としては、新聞・通信社と、テレビ局からそれぞれ代表社を選び、代表社が各社からの質問を取りまとめたうえ、取材対象者に取材の申し込みを行って、記者会見や囲み取材に応じてもらえないか打診し、記者会見や囲み取材は困難という意向が示された場合は、代表取材を申し込む、という方法があります。このような取材方法は、メディアスクラムの回避に一定の効果を上げてきました<sup>13)</sup>。」

このような報道被害、とりわけメディアスクラム防止策の原型は拉致被害者報道において初めて全面的に実践される。当時の報道被害防止のための厳しい対策は、それまでの議論や日本社会の新たな人権規範を抜きには語れない。要するに、拉致被害者報道は報道機関側が既に形成されつつあった規範を受容し定着させた最初の事例である。同様の対策はその後においても受け継がれていく。この過程は「規範の制度化」に該当する。

当初、拉致被害者報道は1980年代の福井県や鹿児島県等の海岸での行方不明事件報道（産経新聞の「アベック3組ナゾの蒸発」報道、1980年1月7日）から始まっていたが、あくまで疑惑に過ぎなかった。1990年代に入り韓国に脱北していた元工作員の証言等で拉致被害の具体像が浮かび上がり、「家族会」（1997年）や支援団体「救う会」（1998年）が発足する。こういった団体の活動は徐々に世論や政治に認知されるようになり、保守政治家の間でも重要課題として受け止められていた（家族会・救う会編 2007）。小泉政権（2001年4月発足）では首相が家族に面会し「拉致問題の解決」を約束する。その後、日朝間の水面下での交渉が続き、2002年9月17日に電撃的に開かれたのが戦後初の日朝首脳会談である（経緯については田中 2009を参照）。

日朝首脳会談で合意された「日朝平壤宣言」には両国の戦後清算と国交正常化、拉致問題（「懸案事項」と表現）の解決が盛り込まれたが、世論の最大の関心事は金正日が存在を認めた拉致問題であった。それまでの疑惑が事実として判明した瞬間、日本社会では衝撃が広がる。特に横田めぐみを含む8人が既に死亡したとの発表に対しては世論の怒りが一気に噴出した。生存被害者5人の一時帰国（後に永久帰国を決定）は世論の高い関心を浴び、帰郷後の動向への取材は報道機関の「一大仕事」と化していた。日朝首脳会談以降、新聞・テレビ・雑誌等を問わず全ての日本メディアでは拉致問題と北朝鮮が一日中登場するようになっていた（服部 2003）。

報道機関の課題は帰国した拉致被害者の話を直接聞くこと及び具体的な報道の手法を定めることであった。前述したように、当時は報道被害に対する批判が高まっていた時期であり、拉致被害者への世論の同情や共感も広がっていた。「家族会」及び「救う会」はいち早く報道機関に対し「節度ある取材のお願い」という要請<sup>14)</sup>を基に、報道被害防止のための事実上の直接取材の自粛を求めた。これを受け、報道機関側は自主規制の方針を定め、現場に徹底的な遂行を注文する。

拉致問題に関連し、報道機関の緊張感を物語るのが首脳会談当日に起きた「時事通信」の誤報である。「時事通信」は当初、政府筋からの情報として「有本恵子さんら3人が一時帰国する見通し」と速報したが、直後に誤報と判明する。「時事通信」では謝罪文を掲載すると共に、編集局長と政治部長が更迭された（「朝日新聞」2002年10月3日）。

日朝首脳会談後、拉致被害者や家族が暮らしていた地域を中心に、報道機関の間で帰国前から早々と取材や報道に関する対策が議論されていた（総合ジャーナリズム研究所 2003を中心に整理）。以下はその具体像である。

2002年9月26日、地域の報道機関が属する「山梨編集者会」は、拉致被害者家族の申し入れを受け「県外のメディアに求める対策内容」をまとめ協力を要請した<sup>15)</sup>。これを皮切りに、全国各地で報道機関や関連団体を中心として同様の動きが広がった。被害者帰国の日（10月15日）を控え、「家族会」及び「救う会」は「拉致被害者の帰国に当たって

の節度ある取材のお願い」を報道機関が属する業界団体に送付し、直ちに合意を得る。

被害者の帰郷が予定されていた福井県では地域の業界団体非加盟の報道機関も参加できる異例の「臨時記者クラブ」が設けられた。新潟県でも県政記者クラブを中心とした対策が行われた。報道陣の人数制限を基本として「拉致被害者への直接取材は自粛する」、「追いかけて取材を行わない」、「ヘリコプターを使った映像取材の制限」等が合意され、帰国後の記者会見では被害者に対する質問も禁じられた。「北朝鮮に残っている他の家族に危害を与えかねない」との理由からであった。このような具体的対策は後の報道被害防止策として全国各地の報道機関を中心に定着していく。

類例のない厳しい措置に疑問を呈する記者もいたが、報道機関側が当時の状況から自主規制を回避することは不可能に近かった。「新潟日報」の小田敏三は「昨今のマスコミ界批判の中心となりつつある『集中的過熱取材（メディアスクラム）』への対処を考える必要があった」と述べており（小田 2003：19）、「産経新聞」の平田篤州（日本新聞協会編集委員会）は拉致被害者報道でそれまでのメディアスクラム対策の「真価が問われた」と振り返っている（平田 2002）。

「テレビ朝日」の渡辺與二郎（民放連報道委員会）は拉致被害者報道の総括として「“集団加熱取材”を防止するためのマスコミ側の取組みは、ごく一部に混乱はあったものの、十分な成果を挙げたといえよう」と述べている（渡辺 2003：17）。「毎日新聞」の若菜英晴も「中間総括をするならば、『取材は概ね平穏に行われ、メディアスクラムは回避できた』といえるだろう」と評価した（若菜 2002：26）。「救う会」会長の西岡力も報道機関の対応に関して「節度ある取材のお願い」を守ってくれたとした<sup>16</sup>。それまで不十分に行われていた報道被害対策が拉致被害者報道においては自主的かつ完全な形で実践されたのである。

自主規制の厳しさを物語るのそれはそれを違反した際の報道機関側の対応である。その代表的事例が「週刊朝日」の拉致被害者インタビュー問題であった。同誌2003年1月31日号には被害者の承諾なしにインタビュー記事（専属のフリー記者が作成）が掲載された。同記事は「家族会」を始めとした世論の批判を受け、「週刊朝日」だけでなく本社の「朝日新聞」まで2度目の謝罪文を掲載する（茶本 2003）。自主規制とはいえ、それを破った際の制裁の厳しさを示す問題であった。

2003年1月に開かれた「被害者報道の新しい形を求めて」と題したシンポジウムでは、それまでの報道被害対策と拉致問題が同列に語られていた。「桶川ストーカー殺人事件」の被害者家族が出席した同シンポジウムでは様々な報道被害が挙げられたが、現場の多くの記者からの質問は拉致被害者報道に集中していた。それまでの被害者報道と拉致被害者報道が同様の問題意識から受け止められていた（猪野等 2003）。

こういった取り組みに対する報道機関側の疑問や不満も全くないわけではなかった。「福井新聞」の北倉和昭は「記者のだれもがこの方式を『問題あり』と思ったはずだが、結果的に地村家、浜本家の周辺で家族を怒らせるような加熱取材は、現在までは起きていない」と伝えている（北倉 2002：33）。「新潟総合テレビ」の金井隆夫も「個別取材が出来ない欲求不満と疲れから、些細な事案で感情的になるケースが多く」あったと証言している（金井 2003：19）。

同報道においては「国益」も意識されていた。放送記者の佐々木正によると、日朝首脳会談後に政府幹部が記者団に「国益を考えているのか」と攻め立てる場面があり、記者の間では一つ一つの記事が「拉致被害者の生命に関わるかもしれない」との危惧があったという。政府と世論が「かつてない強い絆で結ばれ」、「世論と切っても切れない関係にあるテレビは、複雑な立場に立たされた」と、佐々木は指摘している（佐々木 2003）。拉致被害の衝撃が報道機関を一層追い込む状況が生まれていた。

藤竹暁は「拉致問題は日本の家族問題となった」とし、報道機関が拉致問題の経緯や政治の問題点をより問うべきだったにもかかわらず「“事実”に圧倒され続けてしまった」と指摘する（藤竹 2003：19—20）。一部では同報道の在り方に異論を唱えることもあったが（人権と報道・連絡会編 2003, 高嶋 2006）、あくまで少数派であった。被害者側や世論は拉致被害者報道における人権侵害や異論の可能性を警戒し、報道機関を牽制した。政府はこれをメディア規制の好機と捉え変化を迫っていたのである。

「読売新聞」の鶴岡憲一は「拉致問題では人権、プライバシー保護という目的が、政府の外交ポイントとされる『国益』という視点とも絡んでいた点が独特」とし「北朝鮮拉致問題での取材対策はメディアスクラム防止対策の頂点と言えるケースになった」と総括する（鶴岡 2004：22）。鶴岡は政府の思惑も指摘し、具体的に「政府が取材や報道を政府の思惑の範囲に閉じ込める情報隠しのテコとしてメディアスクラム対策を意識するようになったと思われる出来事が、相次いで起きた」と述べている（鶴岡 2004：24）。当時の報道機関は世論と政府に対し不利な立場に置かれており、「メディアスクラム対策内での報道の自由・表現の自由の問題」は議論されなかった（鶴岡 2004：29）。

日本新聞協会や日本民間放送連盟、日本雑誌協会は連名で2003年3月、「帰国した拉致被害者の方への取材について」と題した声明を発表する。同声明は「懸念されていた集团的過熱取材（メディアスクラム）状態は避けられ、混乱は最小限にとどめることができていると自負」と対策を自評しつつも、帰国者への直接取材制限が「報道機関に課せられた使命達成の支障」になっていると、「家族会」及び「救う会」に措置の緩和を求めている<sup>17</sup>。自主規制の実態は世論や被害者、政府等のプレッシャーによる規制の側面が強かったが、結果的に報道機関はそれまでの報道被害防止策を新たな規範として受け入れたのである。

## 6. 拉致被害者報道以降の報道被害防止策と現状の課題

拉致被害者報道以降、報道被害、とりわけメディアスクラムに対しては前の状態に戻れない程、世論や被害者、報道機関、政府、役所（捜査機関）等の間でその規範が受容されていく。事件事故の被害者を取材する際の人数や場所、時間の制限と代表取材は報道機関側だけでなく、被害者側にも認識されている。

日本雑誌協会は拉致被害者報道における報道被害防止策について「過熱報道をめぐる『申し合わせ』は一定の効果をあげ、関係者や一般市民からはげしい批判を浴びることはなかった」と述べている（『50年史』編集委員会 2007：139）。2008年5月、放送倫理検証委員会（BPO）主催で開かれたシンポジウムで「テレビ朝日」の渡辺興二郎は「メディアスクラム防止でかなり完璧な取材体制を敷きました。完璧というのは批判もあるという意味です。かなりの取材規制をしたということです。しかし、そうしなければ現場は無茶苦茶になることが事前からわかっていましたので、新聞協会、民放連、それから、雑誌協会もそうでしたが、一定の自主的なルールを作ったという経緯があります」と総括する<sup>18</sup>。

拉致被害者報道を前後として、現場での報道被害への対策もより制度化してく。日本新聞協会が2002年4月から2005年9月まで加盟社を対象に行った調査からも変化が確認できる。この期間に全都道府県にメディアスクラムに関する報道機関間の協議機関が設置され、協議機関以外の組織（記者クラブ等）が自主的に対応した事例もあった。具体的な対応としては「節度・良識ある取材の申し入れ」、「通夜葬儀や学校などでの代表取材」、「本人・代理人による会見やコメントの公表」、「関係者宅前の張り込みの中止」等で、これらは拉致被害者への報道過程でも見られた文言である。ただし、現場からは対策への否定的

な反応も寄せられ、「横並びの記事しか書けない不満も残った」、「取材する側に過剰反応がみられる時期もあった」という懸念も示された。調査を総括した「読売新聞」の五阿弥宏安（日本新聞協会集团的過熱取材対策小委員会幹事）は今後の課題として、報道の自由と対策の両立、業界全般（テレビ局、雑誌等）の参加を挙げている（五阿弥 2006）。

テレビ局側の報道被害防止策も進んでいた。報道局とは別の形で取材を行い、報道被害を起こすことも少なくなかったワイドショーに対しても報道被害防止のための協議体に含まれていった。2006年9月の座談会では「秋田児童連続殺人事件」をテーマとしてテレビ局の対応が議論された。「秋田放送」（「日テレ」系列）及び「テレビ朝日」、「フジテレビ」の報道担当者が出席し、ワイドショークルーも報道局スタッフと同様に現地のメディアスクラム対策に加わっていたと証言している（森等 2006）。拉致被害者報道以降、このように報道被害は報道機関で強く意識されていった。やまゆり園事件や京アニ事件での報道被害防止策と被害者らの厳しい反応はこのような変化の表れでもある。

ただし、有識者の間ではより積極的な対応を求める声も少なくない。曾我部真裕は新聞界を例に、報道被害を訴える人々と報道機関との仲裁を担当する「報道評議会」のような制度の必要性を提起する（曾我部 2015）。テレビ局記者出身の社会学者、奥村信幸の論調はより厳しい。業界においてメディアスクラム防止のための実証的分析が乏しかったと指摘し、それまでの業界団体の「申し合わせ」を超える「制度的な解決可能性の検討」を要請する。奥村は実効性のあるメディアスクラム対策が報道の信頼を向上させ、取材拒否や警察等の仲介を減らせるという認識を示す<sup>19</sup>。

## 7. おわりに

本稿ではこれまで報道被害において形成されていた規範とそれが厳格な形で実践された拉致被害者報道に注目し、その規範の定着過程を分析した。

1990年代以降、日本社会では人権意識の伸長や前例のない事件事故の影響で報道被害を訴える声が高まり、共感する反応も広がる。報道機関の人権侵害を招きかねない被害者報道、特にメディアスクラムに対し厳しい批判が相次ぐ。このような状況下で政府与党は世論を盾にメディア規制策を打ち出していた。報道機関は報道被害問題において劣勢に立たされ、その対応に追われる。

2000年代に入り、メディア業界団体は報道被害、その中でもメディアスクラムの防止を中心とした対策を発表するが、拉致被害者報道というより困難な課題に直面する。被害者側の節度ある取材の要請と、世論の「拉致被害者への強い同情・共感」、政府から突き付けられた「国益」は報道機関にとって重荷になっていた。報道機関側は厳しい自主規制を進め、それがその後の報道被害防止策の一つのモデルとして現場で受容されていく。規範の定着である。

このような報道被害への問題意識は被害者側でも幅広く意識されるようになる。事前のメディアスクラム防止と個人情報保護を理由に匿名報道を求めるのはその結果でもある。政府側も被害者の意向を理由に匿名発表を増やしている。このような動きに対し、報道機関は事前のメディアスクラム対策を整えつつも、国民の知る権利や被害事実の事後検証、報道の正確性等の理由から実名報道の必要性を力説しているが、状況は以前と同様に厳しい。匿名報道は日本の報道機関が直面しているもう一つの課題でもある（日本新聞協会 2006：2016）。

本稿では被害者報道のもう一つの論点である匿名報道に関しては、議論の集約のため深入りしなかった。しかし世界に目を向けると無罪推定の原則等、報道被害防止等の理由から、被害者だけでなく被疑者への匿名報道も行われている（ドイツ・韓国等、尹 2022）。

このように、匿名報道を含む報道被害防止策全般の国際比較は今後の課題としたい。

## ● 注

1. 本稿では犯罪の被害者・自然災害の被災者の総称として「被害者」を用いその報道を「被害者報道」とする。
  2. メディアの報道を中心に議論を展開するため新聞・テレビ・雑誌の総称として「報道機関」を用いる。
  3. 神奈川県弁護士会 HP (<https://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/statement/2016/post-253.html>)
  4. ただし、事件発生後から死者全員の実名公表までは40日がかかった。「朝日新聞」の記事は、担当警察官の氏名を公にしなから「事件の重大性、公益性から実名を提供すべきだと判断した。報道機関や一般の方も非常に関心が高く、身元を匿名にするといろんな臆測も広がり、間違ったプロフィールも流れる。亡くなった方の名誉が著しく傷つけられる」という警察側の説明を伝えている。「朝日新聞」(2019年8月27日、<https://www.asahi.com/articles/ASM8W56V2M8WPTIL00X.html>)
  5. 「朝日新聞」(2019年9月10日、<https://www.asahi.com/articles/ASM934GRLM93PTIL00R.html>)
  6. 日本新聞協会 HP ([https://www.pressnet.or.jp/statement/report/011206\\_66.html](https://www.pressnet.or.jp/statement/report/011206_66.html))
  7. 警察庁 HP ([https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/keikaku/kihon\\_keikaku.html](https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/keikaku/kihon_keikaku.html))
  8. 日本弁護士連合会 HP ([https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/1996/1996\\_5.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/1996/1996_5.html))
  9. 「毎日新聞」(2019年2月10日、<https://mainichi.jp/articles/20190207/mog/00m/040/006000c>)
  10. 「毎日新聞」(2020年2月2日、<https://mainichi.jp/articles/20200131/k00/00m/070/122000c>)
  11. 法務省 HP ([https://www.moj.go.jp/JINKEN/public\\_jinken04\\_settlement00.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/public_jinken04_settlement00.html))
  12. 前述した「毎日新聞」小川一の連載(2019-20年)、「平成の事件ジャーナリズム史」及び「令和のジャーナリズム同時代史」で拉致被害者報道が言及されていないこともそれを物語っている。
  13. 日本新聞協会 HP (<https://pressnet.or.jp/statement/20200611.pdf>)
  14. 「救う会」HP [[http://www.sukuukai.jp/report/20151120/20151120\\_06.html](http://www.sukuukai.jp/report/20151120/20151120_06.html)]
  15. 山梨県で拉致被害者に対する報道被害への対応が議論されたのは、拉致被害者とされる山本美保(山梨県出身で、新潟県の海岸で失踪)の帰国可能性があったためである(特定失踪者調査会 HP [<https://www.chosakai.jp/archives/missing/%E5%B1%B1%E6%9C%AC%E3%80%80%E7%BE%8E%E4%BF%9D>])。
  16. 注(14)を参照。
  17. 日本新聞協会 HP [[https://www.pressnet.or.jp/statement/report/030331\\_42.html](https://www.pressnet.or.jp/statement/report/030331_42.html)]
  18. 放送倫理検証委員会(BPO) HP [<https://www.bpo.gr.jp/wordpress/wp-content/themes/codex/pdf/kensyo/symposium.pdf>]
  19. 「現代ビジネス」(2020年6月14日、<https://gendai.media/articles/-/73299?imp=0>)
- ※ URL は全て2023年12月24日アクセス

## ● 参考文献

- 浅野健一(2004)『犯罪報道の犯罪』新風舎文庫
- 梓澤和幸(2002)「人権擁護法案とメディア—弁護士会内論議の帰趨と市民の課題」『月刊民放』32(4):28-31
- 茶本繁正(2003)「北朝鮮報道で苦悶する老舗メディア—批判のりこえ多様な議論をのぞむ」『放送レポート』181:8-11
- 臺宏士(2002)「個人情報保護法案の行方—成立に意欲示す与党、カギを握る修正案」『月刊民放』32(4):32-35
- 藤竹暁(2003)「北朝鮮問題をめぐる政治、大衆感情、そしてメディア」『月刊民放』33(9):18-22
- 五阿弥宏安(2006)「問われるメディアの説明責任」『新聞研究』655:42-45
- 原寿雄(2002)「表現規制をめぐる情勢と青少年環境対策法の危険性」『月刊民放』32(4):4-8
- 土師守(2002)『淳』新潮文庫
- 服部孝章(2003)「『拉致』報道と権力監視ジャーナリズムの存在」『月刊民放』33(2):4-7
- 東大作(2006)『犯罪被害者の声が聞こえますか』新潮文庫
- 平田篤州(2002)「大波にもまれるメディアスクラム対策—北朝鮮拉致被害者帰国で問われる真価」『新聞研究』616:34-37
- 広岡尚弥(2002)「人権尊重が取材対象との距離を縮める」『新聞研究』614:44-47
- 猪野憲一・猪野京子・河原理子・清水潔・袴田直希・田島泰彦(2003)「シンポジウム 被害者報道の新しい形を求めて」『放送レポート』182:30-38
- 人権と報道・連絡会編(2003)『検証・「拉致帰国者」マスコミ報道』社会評論社
- 金井隆夫(2003)「取材制限と現場のぼやき」『月刊民放』33(2):18-20
- 河原理子(1999)『犯罪被害者』平凡社新書
- 北倉和昭(2002)「『永住帰国実現』の姿勢前面に」『新聞研究』617:32-34
- 桂敬一(2001)「メディアによる人権侵害—混乱する報道の役割に関する社会的合意」『ジュリスト』1196:27-31
- 河野義行・浅野健一(1996)『松本サリン事件報道の罪と罰』第三文明社
- 家族会・救う会編(2007)『「北朝鮮拉致」の全貌と解決』産経新聞出版
- 工藤順雄(2003)「代表取材の受け入れと個別取材の行方」『月刊民放』33(2):21-25
- 『50年史』編集委員会(2007)『日本書籍出版協会50年史 1956-2007』日本雑誌協会

- 前田朗 (2003) 「拉致事件がメディアに提起したこと」『総合ジャーナリズム研究』40 (1) 8-12
- 森賢・飯田正剛・芋原一善・本間正彦・三瓶昊司・山田健太 (2006) 「座談会 集団的過熱取材」『月刊民放』36 (11) 4-15
- 日本弁護士連合会人権擁護委員会編 (2000) 『人権と報道』明石書店
- 日本新聞協会 (2006) 『実名と報道』社団法人日本新聞協会編集委員会
- (2016) 『実名報道』社団法人日本新聞協会編集委員会
- 小田敏三 (2003) 「地元『拉致報道』の原点と弱点」『総合ジャーナリズム研究』40 (1) : 18-21
- 岡村勲 (2000) 「私は見た『犯罪被害者』の地獄絵」『文藝春秋』78 : 118-131
- 大庭絵里 (1996) 「社会問題としての『犯罪報道』の構築—構築主義観点からみる『匿名報道主義』によるクレイム申し立て活動」『国際経営論集』11 : 61-82
- 音好宏 (2018) 「ネット時代の被害者報道」『マス・コミュニケーション研究』93 : 159-160
- 佐々木正 (2003) 「国益と世論にゆれるテレビ報道」『総合ジャーナリズム研究』40 (1) 13-17
- 清水清 (2004) 『桶川ストーカー殺人事件—遺言』新潮文庫
- 曾我部真裕 (2015) 「ジャーナリズムの基盤は読者の信頼—『自立性』が生む落とし穴に注意を」『新聞研究』762 : 8-11
- (2016) 「『実名報道』原則の再構築に向けて『論拠』と報道被害への対応を明確に」『Journalism』317 : 83-90
- (2019) 「報道界挙げて社会と対話を—ネット時代の被害者報道と実名報道原則」『新聞研究』819 : 16-19
- 総合ジャーナリズム研究所 (2003) 「検証『拉致報道』の陥穽」『総合ジャーナリズム研究』40 (1) : 22-31
- 高橋シズエ・河原理子 (2005) 『<犯罪被害者>が報道を変える』岩波書店
- 高嶋信欣 (2006) 『拉致問題で歪む日本の民主主義』スペース伽耶
- 田中均 (2009) 『外交の力』日本経済新聞出版
- 鳥越俊太郎&取材班 (2000) 『桶川女子大生ストーカー殺人事件』メディアファクトリー
- 鶴岡憲一 (2004) 『メディアスクラム』花伝社
- 若菜英晴 (2002) 「本人の言葉、表情をより多く正確に—ミクロとマクロの視点を持つ」『新聞研究』617 : 26-31
- 渡辺與二郎 (2003) 「『拉致』取材が提起したもの—“整然”と“隔靴搔痒”のはざままで」『月刊民放』33 (2) : 15-17
- 尹在彦 (2022) 「国内人権機関と被疑者匿名報道」『マス・コミュニケーション研究』100 : 221-239

尹 在彦 (東洋大学社会学部非常勤講師)